茅ヶ崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年２月２０日

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

茅ヶ崎市規則第４号

茅ヶ崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市市税条例施行規則（昭和２８年茅ヶ崎市規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第１２条第３項第２号中「運転免許証」の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を加え、同条に次の１項を加える。

４　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。